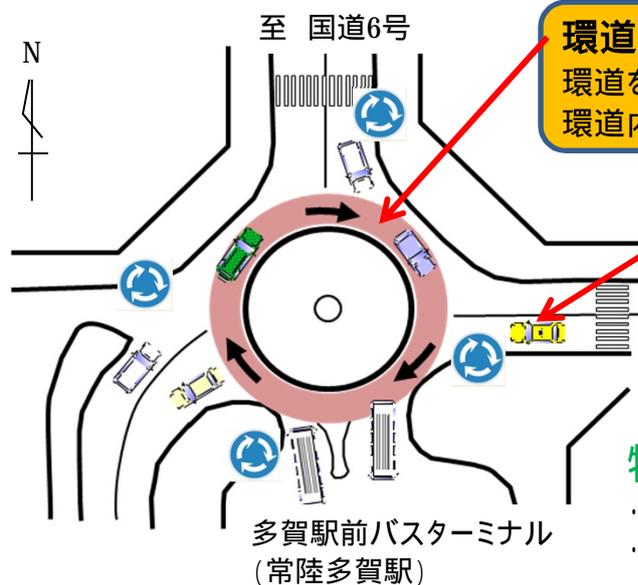


環状交差点(ラウンドアバウト)について

～平成26年9月1日から運用開始～

1 環状交差点とは

中央に工作物などが設けられた、車両通行部分が環状構造の交差点です。本県では、常陸多賀駅前の交差点が該当します。



環道

環道を通行している車両に優先権があります。環道内は時計回りの一方通行です。

環道に入ろうとする車

環道を通行している車両の進行を妨害してはいけません。徐行等により安全を確認して下さい。

特徴

- ・通過速度が遅くなり重大事故が減る
- ・信号機が不要
停電等の災害に強い
信号待ち時間が無くなる

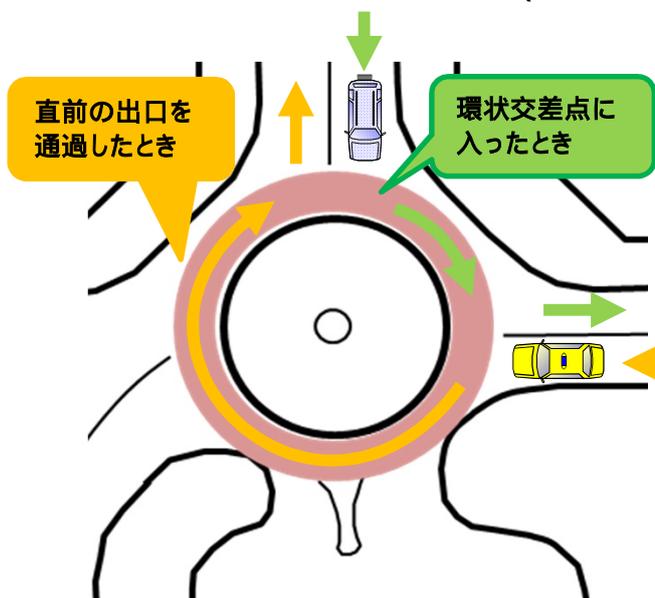
2 環状交差点の標識



左の標識は環状交差点であることを示す、新しく定められた標識です。

環状交差点には、一時停止や優先道路の標識が無くても、徐行等により安全を確保しなければなりません。

3 環状交差点の通行方法(合図の時期)



左折しようとする地点の直前出口を通過したとき(環状交差点に入った直後に出る場合は、環状交差点に入ったとき)

- 最初の出口から出る車両
- 進路
- 合図をする時期

- 最初の出口以外から出る車両
- 進路
- 合図をする時期